

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十八号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（昭和五十五年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「東日本大震災特財法」という。）」を「及び次に掲げる法律」に、「、農商工等連携促進法」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）」に、「及び六次産業化法」を「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一 農商工等連携促進法

二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）

三 六次産業化法

第三条第三項第五号中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同条第四項中「前項各号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同条第六項中「ただし、東日本大震災特財法」を「ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）」に、「東日本大震災特財法に」を「同法に」に改める。

別表の一の表の十三の項を次のように改める。

十三 特認 資金（環 境保全型 魚介類養 殖筏用フ ロート購 入資金）	合成樹脂製の魚介 類養殖筏用フロー ト の購入費用	九百万円	五年以内（据置期 間一年以内を含 む。）
---	------------------------------------	------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。